

第4 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 例言

改 正 後	改 正 前
例 言	例 言
1	1
2	2
.....
(例)	(例)
第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例	第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例
第68条の16(特定設備等の特別償却) 関係	第68条の16(特定設備等の特別償却) 関係
第1款 共通事項	第1款 共通事項
	第2款 <u>公害防止用設備</u>
	第3款 <u>海洋運輸業等</u>
	第4款 <u>自動車教習用貨物自動車</u>
	第5款 再生可能エネルギー発電設備等
第2款 再生可能エネルギー発電設備等	
第3款 <u>海洋運輸業等</u>	
3	3
4	4

二 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 章 共通規定</p> <p>第 68 条の 2～第 68 条の 3 《共通事項》関係</p> <p>第 1 章の 2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例</p> <p>第 68 条の 8 《中小企業者等である連結法人の法人税率の特例》関係</p> <p>第 2 章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第 68 条の 9 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 試験研究費の範囲</p> <p>第 2 款 試験研究費の額</p> <p>第 3 款 中小連結親法人</p> <p>第 4 款 その他</p> <p>第 68 条の 10～第 68 条の 36 《共通事項》関係</p> <p>第 68 条の 10 《高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 11 《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 13 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 14 《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 14 の 2 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 14 の 3 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等</p>	<p>第 1 章 共通規定</p> <p>第 68 条の 2～第 68 条の 3 《共通事項》関係</p> <p>第 1 章の 2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例</p> <p>第 68 条の 8 《中小企業者等である連結法人の法人税率の特例》関係</p> <p>第 2 章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第 68 条の 9 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 試験研究費の範囲</p> <p>第 2 款 試験研究費の額</p> <p>第 3 款 中小連結親法人</p> <p>第 4 款 その他</p> <p>第 68 条の 10～第 68 条の 36 《共通事項》関係</p> <p>第 68 条の 10 《高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 11 《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 13 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 14 《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 14 の 2 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 14 の 3 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 (《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 2 (《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 3 (《認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 4 (《特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 5 (《中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 6 (《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 7 (《革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 8 (《法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 16 (《特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p><u>第 2 款</u> 再生可能エネルギー発電設備等</p> <p><u>第 3 款</u> 海洋運輸業等</p> <p>第 68 条の 18 (《被災代替資産等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 19 (《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研</p>	<p>を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 (《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 2 (《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 3 (《認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 4 (《特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 5 (《中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 6 (《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 7 (《革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 8 (《法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 16 (《特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p><u>第 2 款</u> 公害防止用設備</p> <p><u>第 3 款</u> 海洋運輸業等</p> <p><u>第 4 款</u> 自動車教習用貨物自動車</p> <p><u>第 5 款</u> 再生可能エネルギー発電設備等</p> <p>第 68 条の 18 (《被災代替資産等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 19 (《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研</p>

改 正 後	改 正 前
<p>究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 24 (共同利用施設の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 29 (<u>医療用機器等</u>の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 31 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 33 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 34 (企業主導型保育施設用資産の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 35 (<u>特定都市再生建築物</u>の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係</p>	<p>究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 24 (共同利用施設の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 29 (<u>医療用機器</u>の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 31 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 33 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 34 (企業主導型保育施設用資産の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 35 (特定都市再生建築物等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係</p>
<p>第 3 章 連結法人の準備金等</p> <p>第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係</p> <p>第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 54 の 2 (特定原子力施設炉心等除去準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 57 (関西国際空港用地整備準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係</p>	<p>第 3 章 連結法人の準備金等</p> <p>第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係</p> <p>第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係</p> <p><u>第 68 条の 43 の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係</u></p> <p>第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 54 の 2 (特定原子力施設炉心等除去準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 57 (関西国際空港用地整備準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 59 《中小連結法人等の貸倒引当金の特例》関係</p> <p>第 4 章 削 除</p> <p>第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例 第 68 条の 61 《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係</p> <p>第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例 第 68 条の 63 《連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例》関係</p> <p>第 6 章の 2 国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例 第 68 条の 63 の 2 《国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例》関係</p> <p>第 7 章 連結法人である認定農地所有適格法人の課税の特例 第 68 条の 64 《農業経営基盤強化準備金》関係 第 68 条の 65 《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>第 8 章 連結法人の交際費等の課税の特例 第 68 条の 66 《交際費等の損金不算入》関係 第 1 款 交際費等の範囲 第 2 款 損金不算入額の計算</p> <p>第 9 章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率 第 68 条の 68 《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係</p>	<p>第 68 条の 59 《中小連結法人等の貸倒引当金の特例》関係</p> <p>第 4 章 削 除</p> <p>第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例 第 68 条の 61 《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係</p> <p>第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例 第 68 条の 63 《連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例》関係</p> <p>第 6 章の 2 国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例 第 68 条の 63 の 2 《国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例》関係</p> <p>第 7 章 連結法人である認定農地所有適格法人の課税の特例 第 68 条の 64 《農業経営基盤強化準備金》関係 第 68 条の 65 《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>第 8 章 連結法人の交際費等の課税の特例 第 68 条の 66 《交際費等の損金不算入》関係 第 1 款 交際費等の範囲 第 2 款 損金不算入額の計算</p> <p>第 9 章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率 第 68 条の 68 《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第68条の69《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第68条の70～第68条の85《共通事項》関係</p> <p>第68条の70～第68条の73《収用等の場合の課税の特例》関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第68条の73《収用換地等の場合の連結所得の特別控除》関係</p> <p>第68条の74《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除》関係</p> <p>第68条の75《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所</p>	<p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第68条の69《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第68条の70～第68条の85《共通事項》関係</p> <p>第68条の70～第68条の73《収用等の場合の課税の特例》関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第68条の73《収用換地等の場合の連結所得の特別控除》関係</p> <p>第68条の74《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除》関係</p> <p>第68条の75《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所</p>

改 正 後	改 正 前
<p>得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 の 2 (特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 68 条の 77 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 78～第 68 条の 80 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> <p>第 68 条の 84 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 85 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p>	<p>得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 の 2 (特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 68 条の 77 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 78～第 68 条の 80 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> <p>第 68 条の 84 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 85 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p>
<p>第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第 68 条の 88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 特殊の関係</p> <p>第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定</p>	<p>第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第 68 条の 88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 特殊の関係</p> <p>第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 比較対象取引</p> <p>第4款 独立企業間価格の算定</p> <p>第5款 利益分割法の適用</p> <p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 <u>ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</u></p> <p>第8款 <u>棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</u></p> <p>第9款 <u>特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用</u></p> <p>第10款 申告調整等</p> <p>第11款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第12款 その他</p> <p>第12章 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例</p> <p>第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例） 関係</p> <p>第68条の89の2及び第68条の89の3（連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例）関係</p> <p>第13章 連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例</p> <p>第68条の90～第68条の93（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第68条の93の2～第68条の93の5（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例） 関係</p>	<p>第3款 比較対象取引</p> <p>第4款 独立企業間価格の算定</p> <p>第5款 利益分割法の適用</p> <p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 <u>棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</u></p> <p>第8款 申告調整等</p> <p>第9款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第10款 その他</p> <p>第12章 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例</p> <p>第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例） 関係</p> <p>第68条の89の2及び第68条の89の3（連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例）関係</p> <p>第13章 連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例</p> <p>第68条の90～第68条の93（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例） 関係</p> <p>第68条の93の2～第68条の93の5（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例） 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 14 章 連結法人のその他の特例</p> <p>第 68 条の 94 (技術研究組合の連結所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 95 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 99 (社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 101 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 107 の 2 (連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係</p>	<p>第 14 章 連結法人のその他の特例</p> <p>第 68 条の 94 (技術研究組合の連結所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 95 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 99 (社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 101 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 107 の 2 (連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係</p>

三 第 68 条の 8 (中小企業者等である連結法人の法人税率の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p>68 の 8-1 措置法第 68 条の 8 第 1 項の規定の適用上、連結親法人が適用除外事業者 (同項に規定する適用除外事業者をいう。) に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p>⑥ <u>措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(中小企業者等である連結法人の年 800 万円以下の連結所得金額の端数計算)</p> <p><u>68 の 8-2</u></p>	<p>(中小企業者等である連結法人の年 800 万円以下の連結所得金額の端数計算)</p> <p><u>68 の 8-1</u></p>

四 第 68 条の 9 ((試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p><u>68 の 9(2)-2</u></p> <p>.....<u>同号</u>.....<u>同項第 4 号</u>.....</p> <p>⑥ <u>同条第 4 項に規定する中小連結親法人 (以下「中小連結親法人」という。)</u> <u>が同条第 5 項</u>.....</p> <p>(<u>中小連結法人であるかどうかの判定</u>)</p> <p><u>68 の 9(3)-1 措置法第 68 条の 9 第 4 項から第 6 項までの規定の適用上、連結親法人が中小連結法人 (同条第 8 項第 6 号に規定する中小連結法人をいう。)</u>に該当するかどうかの判定は、当該連結事業年度終了の時の現況によるものとする。</p> <p>(<u>適用除外事業者であるかどうかの判定</u>)</p>	<p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p><u>68 の 9(2)-2</u></p> <p>.....<u>同項第 4 号</u>.....<u>同号</u>.....</p> <p>⑥ <u>同条第 3 項に規定する中小連結親法人が同条第 4 項</u>.....</p> <p>(<u>中小連結親法人であるかどうかの判定の時期</u>)</p> <p><u>68 の 9(3)-1 連結親法人が中小連結親法人 (措置法第 68 条の 9 第 3 項に規定する中小連結親法人をいう。以下同じ。)</u>に該当するかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>68の9(3)-1の2 措置法第68条の9第4項から第6項までの規定の適用上、連結親法人が適用除外事業者（同条第8項第7号に規定する適用除外事業者をいう。）に該当するかどうかの判定に当たっては、同号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法令第39条の39第12項各号に掲げる事由がある場合の同条第13項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(連結事業年度のうちにおいて他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p><u>68の9(4)-1 措置法令第39条の39第17項第2号、第3号又は第6号から第9号まで……同項第2号若しくは第7号に規定する新事業開拓事業者等、同項第3号若しくは第8号に規定する他の者又は同項第6号若しくは第9号……措置法第68条の9第8項第8号……</u></p> <p>(注) ……………</p> <p>……………措置法令第39条の39第17項第2号若しくは第7号に規定する新事業開拓事業者等、同項第3号若しくは第8号に規定する他の者又は同項第6号若しくは第9号……………</p> <p>(知的財産権の使用料)</p> <p><u>68の9(4)-2 連結法人が措置法令第39条の39第17項第9号……措置法規則第22条の23第28項……措置法第68条の9第1項又は第4項……………</u></p> <p>(特別の技術による生産方式その他これに準ずるものの意義)</p>	<p>(連結事業年度のうちにおいて他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>68の9(4)-1 措置法令第39条の39第12項第2号、第5号又は第6号……………</p> <p>……………同項第2号に規定する他の者又は同項第5号若しくは第6号……………</p> <p>……………措置法第68条の9第8項第7号……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………措置法令第39条の39第12項第2号に規定する他の者又は同項第5号若しくは第6号……………</p> <p>(知的財産権の使用料)</p> <p>68の9(4)-2 連結法人が措置法令第39条の39第12項第6号……………措置法規則第22条の23第20項……………措置法第68条の9第1項又は第3項……………</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>68の9(4)-3 措置法規則第22条の23第2項に規定する「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの」とは、知的財産権以外で、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。</u></p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p><u>68の9(4)-4</u></p> <p> <u>同条第23項</u>.....</p> <p> (注)</p>	<p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p><u>68の9(4)-3</u></p> <p> <u>同条第18項</u>.....</p> <p> (注)</p>

五 第68条の10(高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p><u>68の10-2 措置法第68条の10第2項の規定の適用上、連結法人が同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定(同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u>は、高度省エネルギー増進設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の<u>現況によるものとする。</u></p>	<p>(中小連結法人であるかどうかの<u>判定の時期</u>)</p> <p><u>68の10-2 連結法人が、措置法第68条の10第2項に規定する「中小連結法人」に該当する連結法人であるかどうかは、高度省エネルギー増進設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>68の10-2の2 措置法第68条の10第2項の規定の適用上、連結法人が適用除外事業者（同項に規定する適用除外事業者をいう。）に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第68条の9第8項第7号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法令第39条の39第12項各号に掲げる事由がある場合の同条第13項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

六 第68条の11(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(連結事業年度の中途において中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68の11-1、同項に規定する適用除外事業者に該当しない限り、同項の規定の適用があることに留意する。.....<u>措置法令第39条の41第2項第2号又は第3号</u>.....</p> <p>(注)</p> <p><u>(従業員数基準の適用)</u></p> <p><u>68の11-1の2 措置法令第39条の41第1項の規定により中小連結法人に該当するかどうかを判定する場合において従業員数基準が適用されるのは、資本又は出資を有しない連結法人のみであるから、資本金の額又は出資金の額が1億</u></p>	<p>(連結事業年度の中途において中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68の11-1同項の規定の適用があることに留意する。.....<u>措置法令第39条の41第1項第2号又は第3号</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>円以下の連結法人については、同項第1号イ及びロに掲げるものを除き、常時使用する従業員の数が1,000人を超えても中小連結法人に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(常時使用する従業員の範囲)</u></p> <p><u>68の11-1の3 措置法令第39条の41第1項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常时就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、連結法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</u></p> <p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>68の11-1の4 措置法第68条の11第1項又は第2項の規定の適用上、連結法人が適用除外事業者（同条第1項に規定する適用除外事業者をいう。）に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第68条の9第8項第7号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法令第39条の39第12項各号に掲げる事由がある場合の同条第13項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68の11-2 <u>措置法令第39条の41第2項第1号又は第2号</u>……………</p> <p>(注) <u>措置法令第39条の41第2項</u>……………</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68の11-2 <u>措置法令第39条の41第1項第1号又は第2号</u>……………</p> <p>(注) <u>措置法令第39条の41第1項</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>68 の 11-3 <u>措置法令第 39 条の 41 第 2 項第 1 号から第 3 号まで</u>……………</p> <p>(事業の判定)</p> <p>68 の 11-5 ……………</p> <p>⑥ 1 ……………<u>措置法令第 27 条の 6 第 5 項</u>……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>68 の 11-3 <u>措置法令第 39 条の 41 第 1 項第 1 号から第 3 号まで</u>……………</p> <p>(事業の判定)</p> <p>68 の 11-5 ……………</p> <p>⑥ 1 ……………<u>措置法令第 27 条の 6 第 4 項</u>……………</p> <p>2 ……………</p>

七 第 68 条の 14 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(開発研究用資産の償却費)</p> <p>68 の 14-9 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 9 第 8 項第 8 号</u>……………</p>	<p>(開発研究用資産の償却費)</p> <p>68 の 14-9 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号</u>……………</p>

八 第 68 条の 14 の 3 (地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の合計額が <u>80 億円</u>を超えるかどうか等の判定)</p> <p>68 の 14 の 3-5 ……………</p> <p>……………<u>80 億円</u>……………</p> <p><u>措置法令第 39 条の 44 の 3 第 1 項</u>……………</p>	<p>(取得価額の合計額が <u>100 億円</u>を超えるかどうか等の判定)</p> <p>68 の 14 の 3-5 ……………</p> <p>……………<u>100 億円</u>……………</p> <p><u>措置法令第 39 条の 44 の 3</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
(2以上の連結事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)	(2以上の連結事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)
68の14の3-6	68の14の3-6
.....80億円.....80億円.....100億円.....100億円.....
(算式)	(算式)
$\left[\begin{array}{l} \text{80億円} - \text{超過連結事業年度前の各} \\ \text{連結事業年度(注1)に} \\ \text{おいて事業の用に供した} \\ \text{特定事業用機械等の取得} \\ \text{価額の合計額(注2)} \end{array} \right] \times \frac{\text{超過連結事業年度において事} \\ \text{業の用に供した個々の特定事} \\ \text{業用機械等の取得価額}}{\text{超過連結事業年度において事} \\ \text{業の用に供した特定事業用機} \\ \text{械等の取得価額の合計額}}$	$\left[\begin{array}{l} \text{100億円} - \text{超過連結事業年度前の各} \\ \text{連結事業年度(注1)に} \\ \text{おいて事業の用に供した} \\ \text{特定事業用機械等の取得} \\ \text{価額の合計額(注2)} \end{array} \right] \times \frac{\text{超過連結事業年度において事} \\ \text{業の用に供した個々の特定事} \\ \text{業用機械等の取得価額}}{\text{超過連結事業年度において事} \\ \text{業の用に供した特定事業用機} \\ \text{械等の取得価額の合計額}}$
④1	④1
2	2
3	3
.....80億円.....80億円.....100億円.....100億円.....
4 <u>当該連結事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等が(1)の特定事業用機械等である場合には、(1)により本通達を適用する。なお、当該連結事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等のうちに次のいずれもある場合には、特定事業用機械等を平成31年4月1日前に取得等をしたものと同日以後に取得等をしたものとに区分し、それぞれ次により本通達を適用する。</u>	
(1) <u>平成31年4月1日前に取得等をした特定事業用機械等 本文、算式及び注書3中「80億円」とあるのは、「100億円」とする。</u>	
(2) <u>平成31年4月1日以後に取得等をした特定事業用機械等 算式中「超過連結事業年度前の各連結事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額」に当該連結事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等のうち同日前に取得等をしたものの取得価額を含める。</u>	

九 第 68 条の 15 (地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 15-2 <u>措置法第 68 条の 15 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、連結法人が措置法令第 39 条の 45 第 1 項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定 (同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u> は、<u>措置法第 68 条の 15 第 1 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</u></p> <p>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 15-2 の 2 <u>措置法第 68 条の 15 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、連結法人が適用除外事業者 (措置法令第 39 条の 45 第 1 項に規定する適用除外事業者をいう。) に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p>(注) <u>措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)</p> <p>68 の 15-3 (同項に規定する中小連結法人.....)</p>	<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 15-2 <u>連結法人が、措置法令第 39 条の 45 第 1 項に規定する「中小連結法人」 (以下「中小連結法人」という。) に該当する連結法人であるかどうかは、措置法第 68 条の 15 第 1 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)</p> <p>68 の 15-3 (中小連結法人.....)</p>

十 第 68 条の 15 の 4 (特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 15 の 4-1 <u>措置法第 68 条の 15 の 4 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、連結法人が同条第 1 項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定(同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u>は、同項に規定する経営改善設備の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした日及び事業の用に供した日の<u>現況によるものとする。</u></p> <p>㊦ <u>連結法人が同条第 2 項に規定する「特定中小連結親法人」又は「特定中小連結子法人」に該当するかどうかの判定(同条第 1 項に規定する適用除外事業者</u><u>に該当するかどうかの判定を除く。)</u>についても同様とする。</p> <p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p>68 の 15 の 4-1 の 2 <u>措置法第 68 条の 15 の 4 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、連結法人が適用除外事業者(同条第 1 項に規定する適用除外事業者をいう。)</u>に<u>該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p>㊦ <u>措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>	<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 15 の 4-1 <u>連結法人が、措置法第 68 条の 15 の 4 第 1 項に規定する「中小連結法人」に該当する連結法人であるかどうかは、同項に規定する経営改善設備の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした日及び事業の用に供した日の<u>現況によって判定するものとする。</u></u></p> <p>㊦ <u>連結法人が、同条第 2 項に規定する「特定中小連結親法人」又は「特定中小連結子法人」に該当するかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(新 設)</p>

十一 第 68 条の 15 の 5 (中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 15 の 5-1 <u>措置法第 68 条の 15 の 5 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、連結法人が同条第 1 項に規定する「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」に該当するかどうかの判定 (同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u> は、同項に規定する特定経営力向上設備等 (以下 68 の 15 の 5-9 までにおいて「特定経営力向上設備等」という。) の取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」という。) をした日及び事業の用に供した日の<u>現況</u>によるものとする。</p> <p>㊦ <u>連結法人が同条第 2 項第 1 号に規定する「特定中小連結親法人等」に該当するかどうかの判定 (同条第 1 項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u> についても同様とする。</p> <p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p>68 の 15 の 5-1 の 2 <u>措置法第 68 条の 15 の 5 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、連結法人が適用除外事業者 (同条第 1 項に規定する適用除外事業者をいう。)</u> に該当するかどうかの判定に当たっては、<u>措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p>㊦ <u>措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>	<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 15 の 5-1 <u>連結法人が、措置法第 68 条の 15 の 5 第 1 項に規定する「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」に該当する連結法人であるかどうかは、同項に規定する特定経営力向上設備等 (以下 68 の 15 の 5-9 までにおいて「特定経営力向上設備等」という。) の取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」という。) をした日及び事業の用に供した日の<u>現況</u>によって判定するものとする。</u></p> <p>㊦ <u>連結法人が、同条第 2 項第 1 号に規定する「特定中小連結親法人等」に該当するかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(新 設)</p>

十二 第 68 条の 15 の 6 (給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 15 の 6-1 <u>措置法第 68 条の 15 の 6 第 2 項の規定の適用上、連結親法人が同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定 (同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u> は、同項の規定の適用を受ける連結事業年度終了の時の<u>現況によるものとする。</u></p> <p>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 15 の 6-1 の 2 <u>措置法第 68 条の 15 の 6 第 2 項の規定の適用上、連結親法人が適用除外事業者 (同項に規定する適用除外事業者をいう。)</u> に該当するかどうかの判定に当たっては、<u>措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p>④ <u>措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>	<p>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 15 の 6-1 連結親法人が<u>措置法第 68 条の 15 の 6 第 2 項に規定する「中小連結親法人」に該当する連結法人であるかどうかは、</u>同項の規定の適用を受ける連結事業年度終了の時の<u>現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>

十三 第 68 条の 15 の 8 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 15 の 8-2 <u>措置法第 68 条の 15 の 8 第 6 項の規定の適用上、連結親法人が同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定 (同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u> は、同項に規定する対象年度</p>	<p>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 15 の 8-2 連結親法人が<u>措置法第 68 条の 15 の 8 第 6 項に規定する中小連結親法人に該当する連結法人であるかどうかは、</u>同項に規定する対象年度終了の時の<u>現況によって判定するものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>終了の時の現況によるものとする。</p> <p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>68の15の8-3 措置法第68条の15の8第6項の規定の適用上、連結親法人が適用除外事業者（同項に規定する適用除外事業者をいう。）に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第68条の9第8項第7号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(㉔) 措置法令第39条の39第12項各号に掲げる事由がある場合の同条第13項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

十四 第68条の16(特定設備等の特別償却)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>68の16(1)-1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………措置法令第39条の49第6項……………</p> <p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>68の16(1)-2 ……………</p> <p>……………措置法令第39条の49第7項……………</p>	<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>68の16(1)-1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………措置法令第39条の49第8項……………</p> <p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>68の16(1)-2 ……………</p> <p>……………措置法令第39条の49第9項……………</p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>68の16(1)-3 削 除</u>
(廃 止)	<u>(取得価額の判定単位)</u>
	<u>68の16(1)-4 措置法令第39条の49第1項に規定する機械その他の減価償却資産の1台又は1基の取得価額が600万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は電源装置のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u>
(廃 止)	<u>(圧縮記帳をした公害防止用設備の取得価額)</u>
	<u>68の16(1)-5 措置法令第39条の49第1項に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額が600万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u>
(廃 止)	<u>第2款 公害防止用設備</u>
(廃 止)	<u>(中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合)</u>
	<u>68の16(2)-1 連結法人が、昭和48年5月29日付大蔵省告示第69号別表一に定める機械その他の減価償却資産で、建物、構築物、又は機械及び装置（以下「建物等」という。）の一部を構成するものを取得し、これを従来から所有している建物等に新たに設置した場合にも、その取得した機械その他の減価償却資</u>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>産については、措置法第 68 条の 16 第 1 項の表の第 1 号の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産として、同条の規定による特別償却ができることに留意する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>68 の 16 (2) -2 連結法人が、措置法第 68 条の 16 第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する「第 68 条の 9 第 8 項第 5 号に規定する中小連結法人」又は「連結親法人である第 42 条の 4 第 8 項第 7 号に規定する農業協同組合等」に該当する連結法人であるかどうかは、特定設備等の取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(廃 止) <u>(代替設備の取得等に該当しないものの範囲)</u></p> <p><u>68 の 16 (2) -3 措置法第 68 条の 16 第 1 項の適用上、次に掲げる減価償却資産については、同項の表の第 1 号の中欄に規定する「既に事業の用に供されていた当該機械その他の減価償却資産に代えて当該事業の用に供されることとなつたもの」には該当しないものとすることができる。</u></p> <p><u>(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得等をした指定公害防止用設備(措置法令第 39 条の 49 第 1 項に係る措置法令第 28 条第 1 項の規定により財務大臣が指定した機械その他の減価償却資産をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2) 既存設備の取替え又は更新のために指定公害防止用設備の取得等をした場合で、その取得等により処理能力等が従前に比して相当程度(おおむね 30%)以上増加したときにおける当該指定公害防止用設備のうちその処理能力等が増加した部分に係るもの</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	第 3 款 海洋運輸業等
(廃 止)	<p><u>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</u></p> <p><u>68 の 16 (3) -1 措置法令第 39 条の 49 第 2 項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業を営む連結法人は、海洋又は沿海において運送営業を営む連結法人に限られるから、たとえ連結法人が海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その連結法人の営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(註) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類 451 外航海運業」又は「小分類 452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。</u></p>
(廃 止)	第 4 款 自動車教習用貨物自動車
(廃 止)	<p><u>(中小連結法人等であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>68 の 16 (4) -1 連結法人が、措置法第 68 条の 16 第 1 項の表の第 3 号の上欄に規定する「中小連結法人等」に該当する連結法人であるかどうかは、特定設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(指定自動車教習所を設置するものであるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>68 の 16 (4) -2 連結法人が、措置法第 68 条の 16 第 1 項の表の第 3 号の上欄に規定する「指定自動車教習所として指定された……自動車教習所を設置するもの」に該当する連結法人であるかどうかは、特定設備等の取得等をした日及び事業</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 2 款 再生可能エネルギー発電設備等</p> <p>(匿名組合契約等に基づいて出資を受ける法人の意義)</p> <p><u>68 の 16 (2) -1 連結法人が措置法第 68 条の 16 第 1 項の表の第 1 号</u>…………… …<u>措置法令第 39 条の 49 第 2 項第 2 号</u>……………</p> <p style="text-align: center;">第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>(<u>海洋運輸業又は沿海運輸業の意義</u>)</p> <p><u>68 の 16 (3) -1 措置法令第 39 条の 49 第 3 項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業を営む連結法人は、海洋又は沿海において運送営業を営む連結法人に限られるから、たとえ連結法人が海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしていますが、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その連結法人の営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(註) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類 451 外航海運業」又は「小分類 452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 款 再生可能エネルギー発電設備等</p> <p>(匿名組合契約等に基づいて出資を受ける法人の意義)</p> <p><u>68 の 16 (5) -1 連結法人が措置法第 68 条の 16 第 1 項の表の第 4 号</u>…………… …<u>措置法令第 39 条の 49 第 7 項第 2 号</u>……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

十五 第 68 条の 18 ((被災代替資産等の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結法人等であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 18-8 <u>措置法第 68 条の 18 第 1 項の規定の適用上、連結法人が同項に規定する「中小連結法人等」に該当するかどうかの判定 (同条第 2 項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u> は、<u>同条第 1 項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</u></p> <p>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 18-9 <u>措置法第 68 条の 18 第 1 項の規定の適用上、連結法人が適用除外事業者 (同条第 2 項に規定する適用除外事業者をいう。) に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>	<p>(中小連結法人等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 18-8 <u>連結法人が、措置法第 68 条の 18 第 1 項に規定する「中小連結法人等」に該当する連結法人であるかどうかは、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>

十六 第 68 条の 19 ((関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 19-6<u>400 万円</u>.....</p>	<p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 19-6<u>240 万円</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳をした研究施設の取得価額)</p> <p>68 の 19-7<u>400 万円</u>.....</p>	<p>(圧縮記帳をした研究施設の取得価額)</p> <p>68 の 19-7<u>240 万円</u>.....</p>

十七 第 68 条の 27((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小規模法人等であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 27-15 <u>措置法第 68 条の 27 第 2 項の規定の適用上、連結法人が中小規模法人又は同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定 (同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u>は、産業振興機械等の取得等をした日及び指定事業の用に供した日の現況によるものとする。</p> <p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p>68 の 27-16 <u>措置法第 68 条の 27 第 2 項の規定の適用上、連結法人が適用除外事業者 (同項に規定する適用除外事業者をいう。)</u>に該当するかどうかの判定に当たっては、<u>措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p>④ <u>措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>	<p>(中小規模法人等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 27-15 <u>連結法人が中小規模法人又は措置法第 68 条の 27 第 2 項に規定する中小連結法人に該当する連結法人であるかどうかは、産業振興機械等の取得等をした日及び指定事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>

十八 第 68 条の 29 (医療用機器等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
第 68 条の 29 (医療用機器等の特別償却) 関係	第 68 条の 29 (医療用機器の特別償却) 関係
(取得価額の判定単位)	(取得価額の判定単位)
68 の 29-1 <u>同条第 3 項に規定する器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u>	68 の 29-1
(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)	(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)
68 の 29-2 <u>措置法令第 39 条の 58 第 3 項に規定する器具及び備品並びにソフトウェアの取得価額が 30 万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</u>	68 の 29-2
(主たる事業でない場合の適用)	(主たる事業でない場合の適用)
68 の 29-3 <u>措置法第 68 条の 29 第 1 項から第 3 項まで</u>	68 の 29-3 <u>措置法第 68 条の 29 第 1 項</u>
(事業の判定)	(事業の判定)
68 の 29-4 <u>措置法第 68 条の 29 第 1 項から第 3 項まで</u>	68 の 29-4 <u>措置法第 68 条の 29 第 1 項</u>
(特別償却の対象となる建物の附属設備)	(新 設)
68 の 29-5 <u>措置法第 68 条の 29 第 3 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得等 (同項に規定する「取得等」をいう。) をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u>	

十九 第 68 条の 35 (特定都市再生建築物の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 35 (特定都市再生建築物の割増償却) 関係</p> <p>(特定都市再生建築物の範囲)</p> <p>68 の 35-1 ……特定都市再生建築物 (以下「特定都市再生建築物」 ……………中古建築物……………</p> <p>(特定都市再生建築物に該当する建物附属設備の範囲)</p> <p>68 の 35-2 ……特定都市再生建築物……………</p> <p>(資本的支出)</p> <p>68 の 35-5 ……特定都市再生建築物……………特定都市再生建 築物……………</p>	<p>第 68 条の 35 (特定都市再生建築物等の割増償却) 関係</p> <p>(特定都市再生建築物等の範囲)</p> <p>68 の 35-1 ……特定都市再生建築物等 (以下「特定都市再生建築物 等」……………中古建築物等……………</p> <p>(特定都市再生建築物等に該当する建物附属設備の範囲)</p> <p>68 の 35-2 ……特定都市再生建築物等……………</p> <p>(資本的支出)</p> <p>68 の 35-5 ……特定都市再生建築物等……………特定都市再生 建築物等……………</p>

二十 旧第 68 条の 43 の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>第 68 条の 43 の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係</p> <p>(新事業開拓事業者投資損失準備金に係る組合事業の帰属損益額の経理の方 法)</p> <p>68 の 43 の 2-1 措置法第 68 条の 43 の 2 第 1 項の規定の適用対象となる新事業 開拓事業者の株式を有する連結法人が、同項に規定する投資事業有限責任組合 に係る組合事業 (当該投資事業有限責任組合において営まれる事業をいう。)</p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>の帰属損益額（連結基本通達 18-1-1 の 2 の「帰属損益額」をいう。）について、連結基本通達 18-1-2 (2)又は(3)の方法により各連結事業年度の益金の額又は損金の額に算入する金額を計算している場合であっても、措置法規則第 22 条の 46 第 4 項に規定する書類を当該連結事業年度の連結確定申告書に添付するとともに、例えば、当該連結法人の財務諸表の注記等において当該新事業開拓事業者の株式の帳簿価額を投資事業有限責任組合ごとに区分して記載するなど財務諸表に新事業開拓事業者の株式を有していることを表示し、かつ、当該連結事業年度の連結確定申告書に添付する法人税申告書別表五の二（一）の「連結利益積立金額の計算に関する明細書」に当該新事業開拓事業者の株式の帳簿価額を記載しているときには、当該新事業開拓事業者の株式を対象として措置法第 68 条の 43 の 2 第 1 項の規定を適用することができる。</u></p>

二十一 第 68 条の 59 ((中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u> 68 の 59-1 <u>措置法第 68 条の 59 第 1 項の規定の適用上、連結親法人が適用除外事業者（同項に規定する適用除外事業者をいう。）に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u> <u>(注) 措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
(実質的に債権とみられないもの) <u>68の59-1の2</u>	(実質的に債権とみられないもの) <u>68の59-1</u>

二十二 第68条の61(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)関係

改 正 後	改 正 前
(金属鉱業における新鉱床探鉱費の範囲) <u>68の61-13</u> (1) (2) (3) (4) (イ) <u>日本産業規格</u> (ロ) (参考)	(金属鉱業における新鉱床探鉱費の範囲) <u>68の61-13</u> (1) (2) (3) (4) (イ) <u>日本工業規格</u> (ロ) (参考)

二十三 第68条の68(土地の譲渡等がある場合の特別税率)関係

改 正 後	改 正 前
(建築面積等の意義) <u>68の68(5)-15</u> <u>措置法令第38条の4第21項第2号ロ</u>	(建築面積等の意義) <u>68の68(5)-15</u> <u>措置法令第38条の4第20項第2号ロ</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)</p> <p>68の68(5)-25措置法令第38条の4第30項第3号.....</p> <p>.....</p>	<p>(床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)</p> <p>68の68(5)-25措置法令第38条の4第29項第3号.....</p> <p>.....</p>
<p>(一の住宅の意義等)</p> <p>68の68(5)-29措置法令第38条の4第32項.....</p> <p>(注)</p>	<p>(一の住宅の意義等)</p> <p>68の68(5)-29措置法令第38条の4第31項.....</p> <p>(注)</p>
<p>(併用住宅の場合)</p> <p>68の68(5)-30</p> <p>(注)措置法令第38条の4第32項.....</p>	<p>(併用住宅の場合)</p> <p>68の68(5)-30</p> <p>(注)措置法令第38条の4第31項.....</p>
<p>(床面積の意義)</p> <p>68の68(5)-31措置法令第38条の4第30項第3号.....</p> <p>.....同条第32項第1号.....</p>	<p>(床面積の意義)</p> <p>68の68(5)-31措置法令第38条の4第29項第3号.....</p> <p>.....同条第31項第1号.....</p>
<p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68の68(6)-6</p> <p>.....措置法令第38条の4第39項第1号.....</p>	<p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68の68(6)-6</p> <p>.....措置法令第38条の4第38項第1号.....</p>
<p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68の68(6)-7</p> <p>.....措置法令第38条の4第39項第1号及び第2号.....</p>	<p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68の68(6)-7</p> <p>.....措置法令第38条の4第38項第1号及び第2号.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68 の 68(6)－8 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 1 号及び第 2 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(開発許可等を受けることができる日と見込まれる日の認定)</p> <p>68 の 68(6)－10 ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 34 項から第 36 項まで</u>……………</p> <p>……………<u>同条第 33 項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68 の 68(6)－8 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 1 号及び第 2 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(開発許可等を受けることができる日と見込まれる日の認定)</p> <p>68 の 68(6)－10 ……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 33 項から第 35 項まで</u>……………</p> <p>……………<u>同条第 32 項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>

二十四 第 68 条の 69 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68 の 69(6)－6 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 1 号</u>……………</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68 の 69(6)－7 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 1 号及び第 2 号</u>……………</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68 の 69(6)－8 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 1 号及び第 2 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68 の 69(6)－6 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 1 号</u>……………</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68 の 69(6)－7 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 1 号及び第 2 号</u>……………</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68 の 69(6)－8 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 38 条の 4 第 38 項第 1 号及び第 2 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>

二十五 第 68 条の 73 ((収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(代行買収における証明書の発行者)</p> <p>68 の 73-17 ……………</p> <p>……………<u>第 5 号の 12、第 5 号の 13</u>……………<u>第 5 号の 12、第 5 号の 13</u>……………</p>	<p>(代行買収における証明書の発行者)</p> <p>68 の 73-17 ……………</p> <p>……………<u>第 5 号の 11、第 5 号の 12</u>……………<u>第 5 号の 11、第 5 号の 12</u>……………</p>

二十六 第 68 条の 88 ((連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(最も適切な算定方法の選定に当たって留意すべき事項)</p> <p>68 の 88 (2) -1 <u>最も適切な方法 (措置法第 68 条の 88 第 2 項に規定する「最も適切な方法」をいう。以下同じ。)</u> ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>……………<u>第 22 条の 74 第 5 項第 2 号ト</u>……………</p> <p>(比較対象取引の意義)</p> <p>68 の 88 (3) -1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>生ずる</u>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>……………<u>生ずる</u>……………</p> <p>(3) ……………</p>	<p>(最も適切な算定方法の選定に当たって留意すべき事項)</p> <p>68 の 88 (2) -1 <u>措置法第 68 条の 88 第 2 項に規定する「最も適切な方法」</u>…</p> <p>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>……………<u>第 22 条の 74 第 1 項第 2 号ホ</u>……………</p> <p>(比較対象取引の意義)</p> <p>68 の 88 (3) -1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>生じる</u>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>……………<u>生じる</u>……………</p> <p>(3) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....<u>生ずる</u>.....</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>.....<u>生ずる</u>.....</p> <p>(7)</p> <p>.....<u>生ずる</u>.....</p> <p>(8)</p> <p>.....<u>生ずる</u>.....</p> <p>(9)</p> <p>.....<u>生ずる</u>.....</p> <p>(比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等)</p> <p>68 の 88(3) -3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>⑥1</p> <p>.....無形資産（<u>同条第 7 項第 2 号に規定する無形資産をいう。以下同じ。</u>）のうち重要な価値のあるもの等も考慮して判断する。</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p>.....<u>生じる</u>.....</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>.....<u>生じる</u>.....</p> <p>(7)</p> <p>.....<u>生じる</u>.....</p> <p>(8)</p> <p>.....<u>生じる</u>.....</p> <p>(9)</p> <p>.....<u>生じる</u>.....</p> <p>(比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等)</p> <p>68 の 88(3) -3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>⑥1</p> <p>.....無形資産（<u>令第 183 条第 3 項第 1 号イからハまでに掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。以下同じ。</u>）等も考慮して判断する。</p> <p>2</p> <p>3</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(残余利益分割法)</p> <p>68 の 88(5)－4 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………無形資産（重要な価値のあるものに限る。以下 68 の 88(5)－4 において同じ。）を用いること……………</p> <p>(準ずる方法の例示)</p> <p>68 の 88(6)－1 ……………<u>同項第 7 号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>イ ……………<u>同項第 2 号</u>……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>……………<u>同項第 2 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p style="text-align: center;">第 7 款 <u>ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</u></p> <p>(準ずるものの例示)</p> <p><u>68 の 88(7)－1 措置法令第 39 条の 112 第 7 項第 6 号に規定する「これに準ずるもの」には、例えば、国外関連取引に係る棚卸資産の使用その他の行為によるキャッシュ・フローが含まれる。</u></p> <p>(合理的と認められる割引率)</p>	<p>(残余利益分割法)</p> <p>68 の 88(5)－4 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………無形資産を用いること……………</p> <p>(準ずる方法の例示)</p> <p>68 の 88(6)－1 ……………<u>同項第 6 号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>イ ……………<u>措置法令第 39 条の 112 第 7 項第 2 号</u>……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 112 第 7 項第 2 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>68 の 88(7)－2</u> 措置法令第 39 条の 112 第 7 項第 6 号に掲げる方法の適用に当たり、同号に規定する合理的と認められる割引率については、貨幣の時間価値に加え、同号に規定する利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額（以下 68 の 88(7)－2 において「予測利益の金額」という。）の計算における国外関連取引に係る事業のリスク（予測利益の金額の変動リスクを含む。）の反映の程度に応じ、当該事業のリスクが合理的に反映されていると認められる割引率を用いることに留意する。</p> <p><u>なお、当該事業のリスクについては、予測利益の金額の計算及び割引率に二重に反映してはならないことに留意する。</u></p> <p>第 8 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>（同等の方法の意義）</p> <p><u>68 の 88(8)－1</u></p> <p>（無形資産の例示）</p> <p><u>68 の 88(8)－2</u> 無形資産とは、有形資産及び措置法令第 39 条の 112 第 12 項第 2 号に規定する金融資産以外の資産で、その譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引が独立の事業者の間で通常取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額が支払われるべきものをいうのであるから、例えば、次に掲げるものはこれに含まれることに留意する。</p> <p>(1) <u>令第 183 条第 3 項第 1 号イからハまでに掲げるもの</u></p> <p>(2) <u>顧客リスト及び販売網</u></p> <p>(3) <u>ノウハウ及び営業上の秘密</u></p>	<p>第 7 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>（同等の方法の意義）</p> <p><u>68 の 88(7)－1</u></p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(4) 商号及びブランド</u></p> <p><u>(5) 無形資産の使用許諾又は使用許諾に相当する取引により設定される権利</u></p> <p><u>(6) 契約上の権利 ((1)から(5)までに掲げるものを除く。)</u></p> <p>(有形資産の貸借の取扱い)</p> <p><u>68 の 88 (8) -3</u></p> <p>(委託製造先に対する機械設備等の貸与の取扱い)</p> <p><u>68 の 88 (8) -4</u></p> <p>(金銭の貸付け又は借入れの取扱い)</p> <p><u>68 の 88 (8) -5</u></p> <p>(役務提供の取扱い)</p> <p><u>68 の 88 (8) -6</u></p> <p>(無形資産の使用許諾等の取扱い)</p> <p><u>68 の 88 (8) -7</u></p> <p style="text-align: center;">第 9 款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用</p> <p><u>(固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるもの)</u></p> <p><u>68 の 88 (9) -1 国外関連取引に係る無形資産が、措置法令第 39 条の 112 第 13 項に規定する「固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるもの」に該当するかどうかは、当該無形資産が、当該国外関連取引が行</u></p>	<p>(有形資産の貸借の取扱い)</p> <p><u>68 の 88 (7) -2</u></p> <p>(委託製造先に対する機械設備等の貸与の取扱い)</p> <p><u>68 の 88 (7) -3</u></p> <p>(金銭の貸付け又は借入れの取扱い)</p> <p><u>68 の 88 (7) -4</u></p> <p>(役務提供の取扱い)</p> <p><u>68 の 88 (7) -5</u></p> <p>(無形資産の使用許諾等の取扱い)</p> <p><u>68 の 88 (7) -6</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>われた時において、その独自性から比較対象取引を見いだすことが困難なもので、かつ、連結法人又は国外関連者の事業において重要な価値を有し所得の源泉となるものかどうかにより判定することに留意する。</u></p> <p><u>(予測利益の金額を基礎として算定するもの)</u></p> <p>68の88(9)－2 <u>措置法令第39条の112第13項に規定する「利益の額として当該無形資産国外関連取引を行った時に予測される金額を基礎として算定するもの」には、同項に規定する無形資産国外関連取引（以下「無形資産国外関連取引」という。）に係る対価の額が、実際に同項に規定する利益の額として当該無形資産国外関連取引を行った時に予測される金額（以下「予測利益の金額」という。）を基礎として算定されていない場合であっても、当該無形資産国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するに当たり、予測利益の金額を基礎として算定する独立企業間価格の算定方法が最も適切な方法であると認められるときにおける当該無形資産国外関連取引に係る無形資産が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(著しく不確実な要素を有していると認められるものかどうかの判定)</u></p> <p>68の88(9)－3 <u>無形資産国外関連取引に係る無形資産が、措置法令第39条の112第13項に規定する「独立企業間価格を算定するための前提となる事項(当該無形資産国外関連取引を行った時に予測されるものに限る。)」の内容が著しく不確実な要素を有していると認められるもの」に該当するかどうかは、当該無形資産国外関連取引に係る無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測される利益に係る予測の根拠及び目的、当該利益に係る同項に規定する予測される期間の長短、当該利益に係る予測の基礎となる過去の収益実績の有無、当該無形資産国外関連取引に係る事業の将来性、当該無形資産国外関連取引に係る</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>価格調整又は条件付支払の条項が定められた契約条件の有無等のような無形資産国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するための前提となる事項の内容を総合的に勘案して判定するものとする。</u></p> <p><u>(災害に類するものの例示)</u></p> <p><u>68の88(9)－4 措置法第68条の88第9項第2号に規定する「その他これに類するもの」とは、同条第8項に規定する特定無形資産国外関連取引（以下「特定無形資産国外関連取引」という。）が行われた時においてやむを得ない事由により予測することが明らかに困難であった事由をいうのであるから、例えば、次に掲げる事由はこれに該当することに留意する。</u></p> <p><u>(1) 金融危機等のような特定無形資産国外関連取引が行われた時において予測することが明らかに困難な経済事情の著しい変化（連結法人又は国外関連者の同項に規定する特定無形資産（以下「特定無形資産」という。）に係る事業が当該経済事情の著しい変化の影響を受ける場合に限る。）</u></p> <p><u>(2) 特定無形資産国外関連取引が行われた時において予定されていない法令の規定又は行政官庁の指導による規制の変更等のような予測することが明らかに困難な規制環境の著しい変化（連結法人又は国外関連者の特定無形資産に係る事業におけるものに限る。）</u></p> <p><u>(3) 主要な競合他社の倒産に起因した連結法人又は国外関連者の特定無形資産に係る事業における急激な市場占有率の増減等のような特定無形資産国外関連取引が行われた時において予測することが明らかに困難な市場環境の著しい変化（連結法人又は国外関連者の特定無形資産に係る事業におけるものに限る。）</u></p> <p style="text-align: center;">第10款 申告調整等</p>	<p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第8款 申告調整等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(独立企業間価格との差額の申告調整)</p> <p><u>68の88(10)-1</u></p>	<p>(独立企業間価格との差額の申告調整)</p> <p><u>68の88(8)-1</u></p>
<p>(独立企業間価格との差額の申告減算)</p> <p><u>68の88(10)-2</u></p>	<p>(独立企業間価格との差額の申告減算)</p> <p><u>68の88(8)-2</u></p>
<p>(高価買入れの場合の取得価額の調整)</p> <p><u>68の88(10)-3</u></p>	<p>(高価買入れの場合の取得価額の調整)</p> <p><u>68の88(8)-3</u></p>
<p><u>第11款</u> 国外移転所得金額の取扱い等</p>	<p><u>第9款</u> 国外移転所得金額の取扱い等</p>
<p>(国外移転所得金額の取扱い)</p> <p><u>68の88(11)-1</u></p>	<p>(国外移転所得金額の取扱い)</p> <p><u>68の88(9)-1</u></p>
<p>(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い)</p> <p><u>68の88(11)-2</u></p>	<p>(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い)</p> <p><u>68の88(9)-2</u></p>
<p><u>第12款</u> その他</p>	<p><u>第10款</u> その他</p>
<p>(非関連者を通じて行う取引の例示)</p> <p><u>68の88(12)-1</u></p>	<p>(非関連者を通じて行う取引の例示)</p> <p><u>68の88(10)-1</u></p>

二十七 第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事務負担に配慮する必要があるものであるかどうかの判定)</p> <p>68 の 102 の 2-1 <u>措置法第 68 条の 102 の 2 第 1 項の規定の適用上、連結法人が同項に規定する「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」に該当するかどうかの判定 (同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u> は、……………<u>現況によるものとする</u>……………<u>同項に規定する連結親法人又は当該連結親法人</u>……………<u>同項</u>……………</p> <p>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</p> <p>68 の 102 の 2-1 の 2 <u>措置法第 68 条の 102 の 2 第 1 項の規定の適用上、連結法人が適用除外事業者 (同項に規定する適用除外事業者をいう。) に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p>(注) <u>措置法令第 39 条の 39 第 12 項各号に掲げる事由がある場合の同条第 13 項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>68 の 102 の 2-1 の 3 ……………</p>	<p>(事務負担に配慮する必要があるものであるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 102 の 2-1 <u>連結法人が措置法第 68 条の 102 の 2 第 1 項に規定する「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」に該当する連結法人であるかどうかは、……………<u>現況により判定する</u>……………<u>措置法第 68 条の 9 第 2 項に規定する中小連結親法人又は当該中小連結親法人</u>……………<u>措置法第 68 条の 102 の 2 第 1 項</u>……………</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>68 の 102 の 2-1 の 2 ……………</p>

二十八 第 68 条の 107 の 2 (連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) 68 の 107 の 2-1 ……………66 の 4 の 3 (8) - 4 まで……………	(連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) 68 の 107 の 2-1 ……………66 の 4 の 3 (6) - 6 まで……………

二十九 経過措置

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過措置(1)…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p>改正法令 (所得税法等の一部を改正する法律 (平成 31 年法律第 6 号)、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令 (平成 31 年政令第 102 号) 及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 31 年財務省令第 14 号) をいう。) による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則 (改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。) の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達 (連結納税編) の取扱いの例による。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(経過措置(2)…連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p>(1) この法令解釈通達による改正後の第 11 章 (第 7 款及び第 9 款を除く。) の取扱いは、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</p> <p>(2) この法令解釈通達による改正後の第 11 章 (第 7 款及び第 9 款に限る。) の取扱いは、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する連結事業年度分の法人税につい</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>て適用する。</u></p> <p><u>(経過的取扱い③)…連結法人の連結国外所得金額の計算の特例に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の 68 の 107 の 2 - 1 の取扱いは、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>